

ZENKOKU 青税連

1987・2・25

売上税導入反対！

No.75

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03 (354) 4162

発行人 会 長 小沢岳彦 編集人 広報部長 山田俊一

No.75 CONTENTS 1987.2

誰のための税制改革???



- 税制改革と税理士の立場 3 ~ 6
- 税制改革と大型間接税 7 ~ 9
- 売上税が導入されると 10
- 商法改悪と売上税 11

商法改悪反対集会の報告 12

全青税20周年記念
京都大会のご案内 13

秋季シンポジウムの報告

- 全体報告 14
- 質問検査権 15 ~ 16
- 大型間接税を切る 17 ~ 19
- 税理士に必要な
社会保険等の知識 20 ~ 21

税制改革と税理士の立場

税制改革対策委員会 委員長 植田 卓

1. 委員会の設立経緯

このたび、税制改革対策委員長に就任しました植田卓です。初めてお目にかかる方も多いことと存じますので、若干の自己紹介をさせていただきます。所属している単位会は近畿青税で、第31回税理士試験に合格、1982年2月15日付けの登録です。この日はちょうど稚内から旭川に向かう鈍行列車のなかから、ただの雪原野をボケーと見ながら過ごしていました。資格を取ってから、このような時を過ごすことができなくなったのがとても残念です。1949年2月1日の生まれで、名前の卓は「たかし」と読みます。絶対に「すぐる」とは読みません。運動神経には全く自信がありませんので、ゴルフを含め運動会のたぐいは参加したこともありませんし、これからも参加したくありません。アルコールと甘いもの、堅くて長い文章、爬虫類、両生類は苦手です。

ところで、皆さんの中には、この「税制改革対策委員会」の名を初めてお聞きになれる方もおられると思います。それもそのはずでして、昨年の秋に設置の話が具体化され、11月5日の常務理事会の議事を経て、11月22日岡山での秋季シンポジウムにおいて会員の皆さまに突如公表されました。皆さまご存じのとおり、我が全青税は、国民のための税理士制度、国民のための租税制度の確立に向けて行動してきました。ここ数年のなかでも税理士法改悪、申告納税制度の見直し、商法問題などなど、随所にそれなりにそれなりの評価のできる足跡を見ることができます。そして、今、我々は、「シャープ勧告以来の」という、もっともらしい修飾語のついた「抜本的税制改革」の嵐に直面しています。現在、巷にはマスメディアからミニメディアまで、売上税に代表される税制の行方に関する話題で満ちあふれています。その中で私たち税理士はなにができるのでしょうか。私たちの関与先をはじめ納税者は、税理士に対して何を期待しているのでしょうか。決してうぬぼれるつもりはありませんが、なにも期待されていな

いとすれば、それはあまりにも悲し過ぎます。

税理士として何かをしなければならない、というところで、法対策部のもとで、その「何か」の模索をシコシコ始めました。本来なら税制全般に関することですので、法対策部が単独で対応すべき問題なのですが、1つの部でまかなうには、なにかにつけて無理があり、広範な運動と理論展開を担当する部署が必要ということになりました。そこで、運動面を「大型間接税対策委員会」が担当し、理論面を「税制改革対策委員会」が担当することになりました。

この税制改革対策委員会では、国民にとって本来どのような税制であるべきなのか、今回提案されている「抜本的税制改革」にはどのような問題点があるのかなどといったことを、税理士として検討し、発表していきたいと思っております。もっとも私自身は、委員長というお世話をするのが仕事でして、具体的な活動については、全青税の会員の皆さまの中からその都度ふさわしい方をお願いしていくということになると思います。自薦他薦を問いません。そのせつには心から快くお請けいただきますようお願い申し上げます。さて「運動」と「理論」。なるほど理屈や頭の中では割り切って考えられるのですが、いざ双方でいろいろと具体的なことを検討しだすと、現実には、その境目がはっきりしないのです。で、この2つの委員会は、どこから表なのか裏なのか、わけのわからない、表裏一体の関係になると思います。とにかく、対応しなければならない問題が、目の前にぶらさがっている以上、お互いに臨機応変に対処していきたいと思っております。

2. 不可思議な税制改革論

今回の税制改革に対する世論の関心は非常に高く、とりわけ売上税の実施に対する反対活動は、いつもの消費者団体、労働者団体などにとどまらず、今まで自由民主党（以下「自民党」と呼ばせていただきます）の強力な支持基盤であったはずの流通業界団体、繊維業界団体をはじめ各業界団

体が相次いで反対に回り、また自民党内においても県連段階で反対決議が相次ぐなど、従来のパターンにみられないような形で活発化しています。これに対して自民党中央の方でもトラの威をかけて吠えてみたり、いろいろな締め付けを図っているようですが、もともとガスが抜け切れていないためか、うまくいかないようです。一方、国会での審議も混沌としており、今後の見通しは予断を許さない状況にあります。このような混乱を見通してのことでしょうか、減税法案の単独先行を避けるため、売上税法案と減税法案には実施時期が定められておらず、これらの法案とは別個にそれぞれの実施時期だけを定めた法案が予定されているとのこと。なぜ、これほど異常な法案を作っても今回の税制改革を行う必要があるのでしょうか。

今回の税制改正に至る前提条件を見てみましょう。(その1)赤字国債の乱発による国債発行残高の過剰な累積とその償還のための国債費の増加に対処しなければならないこと。(その2)過半数を超える赤字法人があるために法人税収が思うようにあがらないこと、まして1ドル150円を切ろうかという円高の世の中です。(その3)サラリーマン新党や税金党の出現など不公平税制感が国民の中に根強く浸透し、いつまでも所得税の累進構造による自然増収に頼れなくなったこと。

(その4)行革のブームも一応収まり、これからも肥大しつづけていくであろう国家支出のために確実な税収を確保しておく必要があること。などなどもっとあります。これらをまとめると、財政を預かる立場の者なら誰だって「景気の変動による影響をなるべく受けず、相当の税収が確保でき、税を負担する者に税痛感を感じさせない」ような税制が欲しいことでしょう。ここにいまさら指摘するまでもなく、いつまでもしつこく一般消費税から大型間接税、新型間接税、売上税へと、手を変え、名を変え、品を変えず浮上し続けてくる必然があるわけですね。

さて、今回の税制改革では、不思議な理屈がもっともらしく流されています。(その1)「シャウブ勧告」以来の「抜本的税制改革」といわれていますが、シャウブ勧告のどこが悪くて改革しなければならないのでしょうか。現在の税制が現在の社会構造にマッチしていない点があることは認め

られるにしても、この現在の税制は当初のシャウブ勧告から相当歪められている状況にあります。

(その2)税率を簡素化することによって、現在の複雑な税制がわかりやすくシンプルになるのかのように言われていますが、課税所得40万円(税率は1段階)に対する税額の算出と、課税所得4000万円(税率は13段階)に対する税額の算出とでは、どのくらい算出の手数の違いがあるのでしょうか。現在の税制を難解にしているのは、どう考えても特例と特例が複雑にからみあった租税特別措置法の存在ではないでしょうか。(その3)増減税同額という大前提のもとにおいて、法人税率と高額所得者の所得税率とを下げ、なぜ、一般国民が減税になるのでしょうか。かつての昭和元禄の浮き世ならまだしも、円高不況で景気も心も冷えきっています。法人税の減税分が配当や物価に影響を与えるほどの世の中でしょうか。(その4)現在の日本は所得水準が均衡化されているから、制度そのものも広く浅い構造のものに変えなければならないなどというのは、詭弁ではないでしょうか。なぜなら、たとえ今の制度のままでも、仮に国民の所得が皆同じになれば、負担する税金も皆同じになるではありませんか。

なぜ、このような方便としかいいようのないピントはずれ(というよりも、むしろ意図的なピントぼかし)な論議がまかり通っているのでしょうか。言う方も言う方ですが、これに対して世論の指摘がもう一つ盛り上がってこなかったことにも、もどかしさ腹立たしさを感じさせます。それから、昨年12月に自民党から「税制の抜本的改革と昭和62年度税制改正大綱(案)」と、政府税制調査会から「昭和62年度の税制改正に関する答申」が発表されています。この政府税制調査会を見ますと、自民党の大綱と細かい税率までまったく同じものが並んでいるのです。いかに自民党の政権による政府のもととはいえ、あまりにも政府税制の存在意義が疑われはしないでしょうか。

結局今回の売上税に代表される税制改革案は、あくまで徴税をスムーズに進める側の論理のもとで作られたものであるとしか考えられません。国家がその後天性免疫不全症候群に感染し、財政の膨張に歯止めをかけることができなくなり、取り返しのつかない状態になる可能性の強い、取る側の論理に基づいて作られた税制が支配することの

恐ろしさに、危惧の念を感じてなりません。

3. 税理士の役割

最近、新聞を拡げると、必ず売上税に関する記事が目につきます。批判の論調を主としたものから、もしも導入されたとした場合の対応のノウハウ的なものまで様々なものがひしめき合って並んでいます。しかし、中には3FET調の無責任な野次馬に徹したのから、チョウチン持ちとしか言いようのないものも、まことしやかに流れており、油断も隙もあったものではありません。先日、関与先の社長がいきなり「センセとこは、よろしいな。売上税できたらモウカルそうでんがな。今朝の新聞にそない書いてましたで。」と言われ、あわてて某経済新聞の見出しを見て、思わず絶句。なんと「売上税が来る 特需期待の業界 税理士もてもて」。いったいこれは何とということでしょうか。私たちのお客様である中小企業が戦々恐々としているときに、私たちはもみ手をしながらにっこりと待っているみたいです。これではまるで「ガン細胞」か「死の商人」ではないですか。それにしても、ひどい見出しです。税理士の使命が世間から誤解を受けます。それでなくても、税務当局の下請けのような誤解をしている人が多いのに、ますます立場が悪くなります。今ここで税理士法第1条(税理士の使命)を再確認してみましょう。「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とあります。専門家といえる資格を有する以上、税理士として「独立した公正な立場」で職務を遂行するのは当然として、「申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ」なければなりません。単に申告納税制度といわず、その「理念」に沿うことが要求されているわけです。納税者である国民が、自ら税務に関する法令に従って課税標準と税額を算出し、申告した段階で一旦税額が確定するのが申告納税制度であり、その自ら確定させる権利と義務の底に流れているものが、申告納税制度の理念といえます。そして、この理念に沿って、納税者が的確な税法令の判断をするのに、その信頼を得ながら専門家としての知識を提供していくのが、税理士

の使命であるといえます。

税理士の役割は、税理士という専門家の立場で、関与先ひいては納税者の発展と権利の擁護に寄与することではないでしょうか。そして、一税理士として個々の関与先に対応していくのは当然のことで、その上に相応の社会的地位と責任を有している税理士として、社会に対して相応の活動をしていかなければならないのではないのでしょうか。税理士という資格を独占権の保証としてとらえ、安住していいものかどうか疑問に思います。売上税に代表される今回の税制改革の問題点はいろいろと指摘されていますが、そもそもその根底はどこに問題点があるのか、税務に関する専門家である税理士の立場において、そのところをもっと深く追求し、指摘する必要があるのではないのでしょうか。企業とりわけ中小企業の経営基盤に相当なインパクトを与えられとされる今回の税制改革に対して、傍観者のな態度では、税理士界に対する社会の評価は、それなりの判断しか下さないものと思えてなりません。

4. 税理士の立場で考える税制改革

ところで、今回の税制改革案に対し、税理士会では、どのような対応がなされているのでしょうか。さる10月2日、日税連では「税制改革への提言」および「昭和62年度の税制改正に関する建議書」を出しています。この提言では所得税のありかたとして、総合課税・直接税中心主義がふさわしいといっています。この結論そのものに異議をはさむつもりはないのですが、しかし提言としてなにかもう一つ伝わってこないのです。なぜ総合課税でなければいけないのか。なぜ直接税中心主義でなければいけないのか。別に私たちは、学者でもなんでもありませんから、あえてむずかしい理論展開までを望んでいるわけではありませんが、ただ、日頃実務に携わっている税理士として考えた結果の結論であるというプロセスを、もうすこし詳しく知りたいのです。

本日現在、日税連として、今回の税制改革に対する意見はまだ表明されていないようです。税理士会の執行部の方々とお話しして、よく「税理士会としての意見を出せといわれても、税理士個々の意見がそもそもバラバラで、まとめることなどできっこない」と言われます。また「税理士会は

特別法上の団体で、強制加入の団体だから、任意団体のように特定の意見を出すことはできない」とも言われます。たしかに、税理士会というのは、個々の独立した税理士によって構成される職業団体であり、税理士個々の意見まで拘束などすることはできません。また税理士会が特定の思想信条あるいは政治的に偏った意見を発表することは、避けなければならないことでしょう。しかし、税理士の関与先である多くの中小企業の存続にとって影響力の大きい問題に対して意見を出したり、税理士の使命である「申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼を得」るのを阻害するような制度に対して、意見を述べることにまで制約があるとは、どうしても考えられないのです。税理士法あるいはその法によってたつ基盤に従って意見を表明していくことは、公益性を有する団体である以上、むしろ、やらなければならないことではないでしょうか。

また、私は以前から疑問に思っているのですが、税理士が税法あるいは税制について論ずる場合、法律論や財政論あるいは行政論にどこまで精通していなければならないのでしょうか。もちろん、精通しているにこしたことはないとは思いますが、あえて精通している必要はあるのでしょうか。税理士は税金の専門家ではありますが、反対に税金の専門家は税理士だけでしょうか。よく税理士同士で「税理士は、税金の専門家である。だから税金に関することは、何でも知っておかなければならない。法律論や財政のことを知らずに、税制のことなど話せるはずがない」といった論法を耳にします。私も、今まで何の疑問ももたず、法律のことも財政のことも行政のことも不勉強の私は、ただ黙っているだけでした。ところがある日、税理士法第1条を見ていて、ふと、税理士は「税務」に関する専門家というところに気付いたのです。税理士法では、税理士のことを決して「税金」の専門家といわず、「税務」すなわち「納税の実務」に関する専門家であるといっているのです。それならば、税務以外の税金に関することは、しろうとであるということもありうるわけで、何も法律や財政・行政のことまで精通していなければならない理由はないと思えてならないのです。

税理士は、納税の実務、すなわち納税者の立場に立った観点から、申告納税制度の理念に沿って、

問題点を指摘し、よりふさわしいと考えられる税制を提言していけばいいのではないのでしょうか。法律論の立場からは法律学者が、財政や行政の立場からはそれぞれの専門家がそれぞれの立場にたって意見を出していけば、それでいいのではないのでしょうか。国民経済を阻害しない税制、特定の者の立場だけに偏らない税制、国民が広く同じ基盤にたてる税制、国民1人1人がそれぞれ国家経済を支えていることを自覚できる税制……。理想を言えばきりがありませんし、また、そのようなものが実際に存在しうるのかどうかは、わかりません。しかし、今回のような、とにかく徴収する側の論理だけで構成されているとしかいいようのない税制改革の波だけは、私たち税理士にとっても、なんらかの歯止めをかけていかなければならないのではないのでしょうか。

これから、会員の皆さまのご協力をお願いいたしますとともに、ぜひご意見をお聞かせいただきたいと思ひます。



税制改革と大型間接税

大型間接税対策委員会 委員長 益子良一

1. はじめに

昨年7月の衆参同時選挙のとき、中曽根首相は「国民や党の反対するような大型間接税は導入しない。」とさかんに強調し、さらに6月30日札幌では、「(政府税制調査会が大型間接税導入の答申を出したとしても)中身にもよるが、そういうものは採用しない。」とまで断言している。

しかし、10月28日に政府税制調査会が、中曽根首相に、「税制の抜本的見直しについての答申」(以下、政府税調答申という。)を提出して以来、自民党の税制調査会でも、「税制改革の基本方針」を決定し、さらに12月23日には、「税制の抜本的改革と62年度税制改正大綱」(以下、自民党税制大綱という)を決定している。

政府税調答申では、新型間接税と名前をかえた大型間接税の導入を打ち出してきているし、自民党税制大綱では、「税制改革の基本方針」をうけて、首相が否定したはずの大型間接税について、「売上税」という名称で、63年1月1日から実施することを決めている。

このことは、主権者に対する公約を破棄することにつながり、これをそのままおしてしまうと大増税になると同時にシャープ勧告以来の税制の大改悪が実現することとなる。

2. 税制改革の特徴

今回の税制改革で、さかんに強調されているのは、「減税のための財源としての新型間接税」であり、「増減税同額」だからよいではないかということである。

現在、国民各層の間には重税感がただよっているのは否めない。

この重税感を逆手にとって、国民の減税要求が強ければ強いほど、その財源として、多額の税収が可能になる税制が必要であるということで、現在の税体系を根底からくつがえす大型間接税を導入しようとしている。

しかし、「減税」のための財源とはいっても、

減税の恩恵をうけるのは、一部の高額所得者や大企業にすぎない。

さらに、64年以降については、12月23日の自民党税制調査会の山中貞則会長が記者会見で、「63年度までは増減収を均衡させるが、それ以後は財政赤字をほっておけない。財政再建を迫れる糸口ができた。」といているように増税を示唆している。

3. 大型間接税の種類と売上税の仕組み

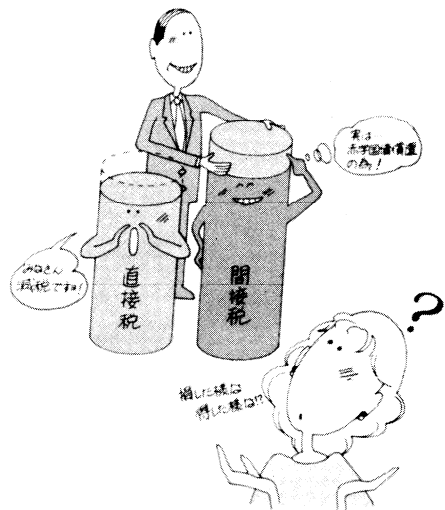
(1)大型間接税の種類

政府税制調査会の専門小委員会は、昨年7月に新型間接税という名称の大型間接税として三類型四方式を発表している。

すなわち、A-I案、製造業者売上税(非課税リスト、免税購入票併用方式)、A-II案、製造業者売上税(免税購入票方式)、B案、事業者間免税の売上税(免税購入票方式)、そしてC案、日本型付加価値税(税額控除票方式)を示している。

政府税調答申では、これら3つの新型間接税の案のうち、C案の日本型付加価値税が最も優れているとし、自民党税調でも、この日本型付加価値税を「売上税」として5%の税率で導入するといっている。

しかしこれは、基本的には大平内閣のときに、



国民各層の反対にあって導入を断念した一般消費税と、ほとんど同じ内容といってよいであろう。

5%の税率で2兆9千億円の税収、まさに大型間接税以外のなにもものでもない。

(2) 売上税の仕組みと問題点

売上税の仕組みは、基本的にはEC型付加価値税と同じである。

原則として、仕入れから小売りまでの各段階で課税され、即ち、原料生産者→製造業者→卸問屋→小売店と各段階で、売り上げにかかる税額から仕入れに含まれる税額を差し引き、それぞれの段階で納税し、その税額分を価格に上乗せしていつて、最終的に消費者が全額を負担する仕組みである。

納税義務者は、商品価格に税額分を上乗せして売る各段階の企業、業者である。

基本的には、自民党税制大綱に規定された非課税及び輸出以外についてはすべて課税の対象とされる。

しかし、ここで非課税について深く検討してみると、朝日新聞12月23日「これでいいのか売上税」2で、「…たとえば120円のイワシの缶詰・このうち原料のイワシ代はわずか8.1%なのにに対し、缶代は24.3%を占める。だから、缶などの資材や輸送費などコストに5%の売上税がかかると、『食料品は非課税』といっても一缶あたりの価格は2.9%の値上がりになる……。缶詰業界を指導する農林省食品流通局のある課長は、『食料品非課税といえ、だれだって税金が全くかからないと思う。大蔵省はこちらの錯覚をうまく利用した。もっと仕組みを十分に説明し、非課税といっても値段はあがりますよ、というべきです……。』という記事にみられるように、非課税ということにある種の誤解が存在するように感じられる。

非課税とされる事業者は、その売上げに対して課税されない反面、仕入れに係る税額も控除することができず、製品を値上げすることによって、税金分のコストを転嫁できない場合は、その非課税業者が最終消費者としてその税金を負担する結果となることを意味している。

自民党税制大綱では、年間売上高1億円以下の事業者について納税義務者からはずしており、一見すると、税金がまったくかからないように考えられるが、前述したように、負担が転嫁できなけ

れば自分が負担することになるし、免税業者→課税業者のとき、その課税業者は前段階の税額が控除できなくなるので、免税業者に対し、課税業者となるか、その税金分値引するか、もししなければ取引を行わない等の通告をする事態がおこることが考えられる。

4. 大型間接税(売上税)の与える影響

売上税という大型間接税の導入は、これまで日本の税制を支えてきた平等、公平の理念を根底から覆すものであり、まさに税体系の劇的な変更で、不公平は、より拡大すると思えざるをえない。

この売上税が、国民生活や我々の関与する中小企業あるいは我々税理士自身に与える影響は、計り知れないものがあるが、ここでは主な影響についてのべてみたい。

(1) 物価上昇について

スペインは、1986年1月1日からEC型付加価値税を実施しているが、昨年8月21日の読売新聞の「税金革命」で、付加価値税導入後の物価上昇についてふれている。その記事によると、食料品の税率は6%なのに、キュウリなど36%もアップしたと報告されている。

またこれはスペインだけでなく、韓国でもEC型付加価値税が導入されたとき、ソウルのレストランでは、メニューを毎日黒板で書き直さなければならぬほどの物価上昇がおきたことが報道されている。

経済企画庁でも、昨年12月24日に、売上税(63年1月実施予定)が物価に与える影響の試算を発表している。

それによると売上税は、初年度63年1月から3月までの3ヶ月間の実施にもかかわらず、62年度平均して消費者物価は、0.4%、卸売物価は、0.6%押し上げられるとしている。

しかし、物価上昇は、スペインの例でもわかるように、その程度ではすまされることが予測される。

売上税の導入で、買占め、便乗値上げなどが広い範囲で重なりあうと、恐るべきインフレの引金になりかねない。

そうなると、消費者の購買力は低迷し、その結果、不況が今まで以上に進行する危険性があり、我々の関与先は非常な影響をうけることになろう。

(2) 逆進性の問題

現在の所得税法は、所得の多い人程、税負担が多くなる超過累進制度を、基本的に採用している。

ところが大型間接税としての売上税は、原則としてすべての物やサービスに課税されるので、所得の低い層に、即ち弱者の肩に税負担が重くのしかかることになる。我々はこの逆進性について、税の専門家として見過ごすわけにはいかない。

即ち、弱者になればなるほど、重い税負担を負わせることになる租税制度が公平な租税制度と認めるわけにはいかない。

(3) 中小企業の負担の増加

「課税期間（3カ月）終了後2カ月以内に申告し納付する。」ということであるから、中小企業にとって、決算が年に4回あると同じことで、事務量は非常に増加することになる。

当然、売掛金についても計上するわけであるから、売上税の納付におかれ中小企業の資金繰りを圧迫することとなる。

また、非課税取引の売上がある業種は、非課税取引の売上は除外しなければならないし、仕入先等についても、納品書や請求書をチェックして、「売上税」の金額をひろいだしなければならない。

まして、税務調査は、売上税イコール間接税で「預り金」であるため、非常にきびしくなるだろう。

おそらく所得税や法人税の調査と同時に、売上税の調査も行われることが予想される。

また仮に免税業者になったとしても、(2)「売上税の仕組みと問題点」のところで述べたように、免税業者は前段階までの税額の負担分を転嫁できなければ、自分が負担することになるし、課税業者と取引する場合は、その税金分の値引が要求されることはめにみえている。

このように、売上税が導入されると、我々税理士の関与先である中小企業にとって死活問題にもなりかねない。

(4) 税理士制度に与える影響

昨年12月29日の読売新聞によると、売上税の導入で、国税庁は600人の増員要求をだしたと報じている。

国税庁の職員は、現在約53,000人であるが、税務調査が激増しているにもかかわらず、ここ十数年間、新規採用は退職者の補充にとどまっている。ここで、一般消費税の導入がいわれたときのこ

とを思いだしていただきたい。

昭和53年12月27日の朝日新聞では、一般消費税導入で8000人の増員を国税庁は検討していると報じている。

同じ中身をもった大型間接税でありながら、増員要求が10分の1以下ということのもつ意味を考える必要がある。

いくらコンピューターが進歩したとはいっても、それだけでは説明のつかない数字である。

結局、税理士と税理士事務所の職員を税務署の下請機関として利用することを意図しているといわざるをえない。

そうなると、納税者の代理人として、憲法に保障された納税者の権利を守るといふ税理士制度は、どこかへふきとんでしまうだろう。

つまり税理士という職業は残ったとしても、国民のための税理士制度の確立からは程遠いものとなってしまふ。

5. さいごに

昭和55年には反対運動にもかかわらず新税理士法が成立し、昭和59年度所得税法の改正では、記帳制度や記録保存制度、収支内訳書添付制度などが法制化されている。

これら一連の動きをみていくと、大型間接税導入のための下準備はすでにできあがっているといえはしないだろうか。

その仕上げとして、昭和63年の国会会程をめざして作業がすすめられている第三次商法改正といっても過言ではないだろう。

即ち、売上税イコール大型間接税を徴収する上での牽制機能として大きな意味をもってくるように思われてならない。

我々税理士は、税の専門家として、国民各層に多大な負担を強いる売上税イコール大型間接税の導入を許すわけにはいかない。

とくに今回の売上税の導入を容認することは、防衛費の突出にみられるように、今後の日本の針路にとって非常に危険な財源を与えたことになりかねない。

我々税理士は、税の専門家として、この売上税のもつ危険性を国民各層に訴えていき、国民的な反対運動に積極的にとりこんでいく必要がある。

売上税が導入されたら

—売上税と税務行政—

争訟対策委員会 委員長 長谷川 博

中小企業への影響—税務調査の強化

○徴税コストのアップ

国税庁の人員は約53,000人。この国税職員が国税庁を中心に全国11の国税局約510の税務署に配置されています。売上税が導入されると、それを調査監督する税務官庁の事務量が増加するので、税務職員を増やす必要が生じてきます。

○税務調査の効率化

徴税コストを上げないためという大義名文の下で、税務当局は、税務調査の効率化を図り、税務調査が強化されることとなります。

すなわち、企業に対する法人税（または所得税）の調査と、売上税の調査とが同時に実施（同時調査）できるように、国税当局の機構が改められることになるでしょう。また、このような同時調査の回数が増えることや、赤字法人でも売上税はかかるので、赤字法人の調査が多くなること、さらに、確定申告前の事前調査や取引先の反面調査など従前より調査がきびしくなってくるのが予想されます。

現在の日本の税務調査の手続のあり方については諸々の問題点があって、納税者の人権侵害問題が指摘されているが、売上税導入後は、違法、不当な税務調査手続が増加し、納税者にとって権利救済のための争訟が増大することも予想されます。韓国でも一般消費税に対する税務争訟が多いことが指摘されています。

○税務行政の変化

(1) 推計課税

企業の会計帳簿が不備などの場合、白色申告企業に限ってなされていた、税額の「推計課税」が青色申告企業の場合にも、売上税の計算に際し不

当に適用されるおそれがあります。

法律によるべき税務行政（憲法84条の租税法律主義の原則や憲法31条の適法手続の要請による）が、税務職員の個人的な裁量による行政に変容するおそれがあります。

このような税務行政の変化に対し、納税者とのトラブルが増え、税務争訟が増大することが予想されます。

(2) 税務職員の増加

職員増員の規模は、国税庁によれば、売上税の導入に当たっては、①物品税などの現行個別消費税の見直しに伴う要員の転用、②事務の合理化、省力化、③その一環としての事務処理の電算化の推進、などを図ることにより、可能な限り簡素かつ効率的な執行体制をとるとしています。

しかし、朝日新聞によると、大蔵省と国税庁は、「3ケタの規模の増員は避けられない」との方針を示しています。

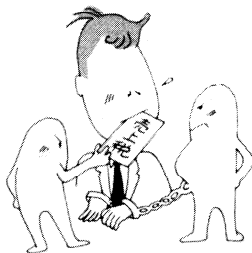
売上税が導入されると現実的に3ケタの増員、600人程度（1税務署に1人の増員）ですむのでしょうか。54年の一般消費税の時には「朝日新聞」

(79.1.25)が「法人・個人の事業経営者数（新税該当か）約150万人で、8,000人の職員増を国税庁は検討している。」と大見出しで報道しています。当時の磯辺国税庁長官は「一般消費税法案が国会に提出されれば、新たに機構、定員予算の追加を要する。これは政府税調の審議と併行して対処していきたい。国税庁も説明会の開催、新税のPRをしていくことになる。新税の具体的性格（直税か間税か）をよく見究めて、定員、機構を考える」と述べているのです。

(3) 徴税コストがかかる（レーガン税制）

売上税は直税に比べ徴税コストが高くつくわけです。1986年のレーガン税制の中で付加価値税の廃止を決議した理由の1つに徴税コストの問題が上げられています。たとえば、2万人の内、国歳入庁の増員、年間行政費用は7億ドル（1984年の価格水準）は必要だろうとしています。

このように税務職員の増員は、大きな政府をもたらすことになり行財政改革に逆行するのです。



商法改悪と売上税

商法対策特別委員会

委員長 小池 幸造

1. 各界意見の動向

法務省民事局参事官室より出されていた「商法・有限会社法改正試案」に対する意見照会は締め切られ、昨年末までに132団体から意見書が提出された。当連盟の意見書は昨年10月23日の「商法改悪反対決起集会」の終了後、法務省へ提出した。

主だった各界意見書の重要項目については、別紙のとおりである。

中小企業団体の意見は、基本的に反対の立場が多くみられた。

中小企業団体の重要な項目の意見概要は次のとおりである。

① 最低資本金制度

最低資本金制度はやむを得ない。ただし、その金額は株式会社1千万円、有限会社300万円程度が妥当。

② 計算の公開

計算の公開については、中小会社には利害関係者が少なく、その必然性に乏しい。かえって悪用される危険性のほうが大きい。

③ 「調査」制度

「調査」制度については、社会的有用性に疑問。社会的ニーズはあまり認められない。実効性に疑問。

④ 支配株主・取締役の責任

支配株主、取締役の責任強化については、有限責任の原則を崩す恐れがある。

というような意見が多くみられた。

2. 今後の商法「改正」の動向

法制審議会商法部会では、各界の意見をうけて第三読会に入り、昨年12月24日、第三読会第1回目の委員会を開催した。

当日の審議では、多くの中小企業団体が改正試案に対し、基本的に反対の立場を表明しているため、これに慎重に対応する必要が生じ、法案の国会上程を昭和64年春と、当初より一年遅らせることとした。

風聞によれば、商法部会長の鈴木竹雄東大教授は、「中小企業にとって、そんなにためにならない商法改正ならやめようか」という内容の言葉を

側近にもらしているようだ。

法制審のスケジュールでいくと、改正要綱案が出てくるのは昭和63年末頃となりそうで、これからも商法改悪運動は続き、長丁場の戦いとなる。

3. 商法改悪と売上税

さて、昨年より「税制改革」の動きが激しいスピードで進んでいる。とりわけ、売上税導入作業が、急ピッチで進んでいる。

この売上税、今回の商法改悪と無関係ではない。改正試案で提案している、計算の公開、これに伴う虚偽記載の刑事罰、さらには「調査」制度、これらは、ストレートに売上税導入と関係する。

また、昭和59年に制度化された白色申告者の記帳義務・記録保存義務とも関係する。そして、昭和55年の税理士法改悪とも関係する。

売上税は、税額表示されている納品書、請求書や領収書(税額票)をもとに計算される。当然これらは保存されなければならない、その納品書や請求書にもとづいた記帳がなされなければならない。そして、これらにもとづいて決算書類が作成される。改正試案にもとづくと、この決算書類を登記所で公開させ、その虚偽記載に対し刑事罰を課するのである。

売上税法案においても、「偽り・不正」による売上税を免がれることは『犯罰』とされる。

つまり、売上税法(案)と商法改正試案の計算の公開・「調査」制度とは、同一基盤に立っているのである。

また、売上税を執行するためには、膨大な人的体制も敷かなければならない。ここで政府にとって生きてくるのが税理士法改悪による大量の税務官庁出身税理士の出現である。

したがって、「究極の悪税」と言われる売上税の執行を担保するためには、たんに税法だけでなく、商法においても、また税理士法においても、売上税(大型間接税)を支える法制度の「改正」が必要なのである。

今回の商法改正は、「税制改革」一売上税(大型間接税)導入の一環として位置づけられるのである。

10.23 商法改悪反対総決起集会開かれる！

広報部



1986年10月23日(木)、東京は衆議院第二議員会館会議室に於いて、商法改悪反対総決起集会が開催された。

この集会のスローガンは、

1. 中小会社を切り捨てる最低資本金制度の創設、引上げ反対！
2. 中小会社つぶしの計算の公開に反対！
3. 中小会社いじめ取締役等の責任強化反対！
4. 税理士制度の崩壊につながる「調査」制度導入反対！
5. 国民のための税理士制度を守ろう！



であり、会場正面に大きく貼りだされ、満員となった参加者とともに大いに熱気を盛りあげた。

集会は、小沢岳彦全青税会長の力強い「改悪反対」の決意表明があり、次いで各単位青税代表が各地域の状況を、及び当日開催された日税連の正副会長会の審議傍聴の結果が報告された。この間、国会審議の時間を割いていただいた次の先生方か



ら法務省の改訂作業内容、各党における取り組み方などをまじえたあいさつがありました。

伊吹文明先生(衆、自民、京都)、越智通雄先生(衆、自民、東京)、土井たか子先生(衆、社会、兵庫)、内藤功先生(参、共産、東京)、早川勝先生(衆、社会、愛知)、山田英介先生(衆、公明、埼玉)。

この後、改悪反対に向って10万人の署名運動を行うこと、及び声明文を採択し、参加単位会別に各省庁、政党、中小企業団体、会計士協会等にそれぞれ意見表明、伝達に向けて出発した。

出席いただいた関係団体は次のとおりであった。

専税協議会増田会長、税経新人会関本会長、婦人税理士連盟小仲井商対委員長。

声 明

我々は、「10.23商法改悪反対総決起集会」の名において、法務省が立法化をめざしている「商法・有限会社法改正試案」に断固反対することを声明する。

本年5月に公表された「改正試案」は、日本経済の発展に貢献してきた中小企業の実態を無視したもので最低資本金制度の導入及び引き上げによる小会社の切り捨て、登記所における計算

書類の公開や会計調査制度の導入、取締役等の責任強化など、中小会社に犠牲と負担をもたらす、その活力を削ぎ健全な発展を阻害するものである。また、税理士を会計調査人とすることは、納税者の代理人として発展してきた税理士制度を根底からゆるがすものである。

我々は、こうした商法改悪の動きに対して徹底的に闘うことを誓うものである。

右 声明する。

1986年10月23日 商法改悪反対総決起集会

全青税20周年記念京都大会のご案内

本年は全青税が結成されてから20年、この栄ある20周年記念大会を近畿青税が担当させて頂くことになりました。開催地は第一回開催の地でもあります京都において行ないます。

京都といえば概に何度か来られた方も多いと存じますが、「京のまち再発見」を合言葉に、定期観光バスにもない京都をじっくりと味わって頂けるよう、現在鋭意検討を企てております。

どうか一人でも多くのご入浴を心まちに致しております。

詳細につきましては今後正式にご案内致しますが、現在原案としては次の通りです。

1. **開催日** 昭和62年7月25日(土)～26日(日)
2. **会場** 京都パークホテル(当日全館借切り)
京都市東山区三十三間堂廻り町644-2
電話 075(525)3111

会場の西は三十三間堂、向いは国立京都博物館、東には智積院、裏には後白河天皇陵、またここから歩いて約10分で清水寺から知恩院に至る東山散策コース、そして会場のホテルは後白河天皇の別庭、とまさに由緒ある史跡に囲まれたホテルを用意致しました。

3. 参加費

- (1)会員 30,000円
- (2)家族 28,000円
- (3)小学生 15,000円
- (4)未就学児 無料

4. 大会要領

<第1日>

- 13:00～ 第20回定期総会
15:00～ 全青税20周年記念式典
16:00～ 記念講演会(現在交渉中)
この間、家族は「東映太秦映画村」見学
有名人に会えるかも?
17:30～ 懇親大パーティ
舞妓の接待をはじめ、会員による近畿の歴史紹介等を予定
20:00～ 夜のお遊び

お父さんは京都人でもなかなか行けない祇園のお茶屋(一力茶屋も交渉中…オプションツアー)へ。

お母さんは先生の手ほどきを受けて清水焼の絵付け教室(完成品は後日お手許へ)。

お子さんはホテル内オリエンテーリングや夜店、おばけ屋敷など盛沢山。

そして外出されない方はこれぞ会場貸切、オールナイトで何が始まるやら乞うご期待、あなたは一中夜眠れないかも。

<第2日>

10:00頃～「京のまち再発見」観光ツアー

京のまちは修学旅行で行く有名寺院ばかりではありません。むしろ埋もれた京の町こそ本当の京都であろうと思います。

例えば、西陣織の機(はた)の音が聞こえるなか、「うなぎの寝床」といわれる位に奥深く、間口には紅殻格子(べにがら)の京の家並と京染手描友禅といったコースや、京都御苑(京都御所)の特別拝観コース、スリルある保津川急流下りコース等々、幾多のコースを考えております。

勿論これらの各コース共、昼食はそのコースでの行き先で、有名京料理を賞味して頂く予定をしております。

近畿青税では全青税と常に連絡を密にして鋭意企画しております。今後更に検討を加えてまいりますのでご期待頂き、全青税成人式を皆様でお祝いしたいと思います。

よろしくご参加の程をお願い致します。

全青税20周年記念京都大会実行委員会



■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 秋季シンポジウム全体報告 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

昭和61年11月22日(土)午後12時30分から岡山青税の設営により、ホテルニュー岡山において、恒例の全青税秋季シンポジウムが開催されました。

メインスローガン、「岡山で燃やそう研究・商法の火を！」のもとに、第一分科会は、東京青税の担当で、「質問検査権…事前通知がないときの対策を中心に」、第二分科会は、名古屋青税の担当で、「税理士業務に必要な社会保険等の知識」、第三分科会は、全青税法対策部の担当で「大型間接税を切る…今なぜ税制改革か」ということで、各分科会とも3時間に及ぶ発表・討論が行われました。

分科会終了後、全体会に移り、形山清祐岡山青税代表幹事の開会あいさつのあと、小沢岳彦全青税会長が、「……三原山の噴火にまけないくらいの爆発力で青税活動を強めよう……」との呼びかけがありました。

このあと来賓の全税共理事の坂田純一先生からあいさつをいただきました。

次いで長谷部健一法対部長の司会で報告と討論

に入り、まず小池幸造商対委員長からヨコハマ大会以後の商法問題のとりくみや各界の意見回答の特徴などが報告されました。

次いで税制改革全般の諸問題について植田卓税制改革委員長が、また大型間接税問題については益子良一大型間接税対策委員長がそれぞれ報告しました。

討論では、西川進会員その他から、所得平準化論の矛盾を指摘する発言等がありました。

閉会のあいさつを、近畿青税の堤隆史代表幹事が行い、全体会を終了しました。

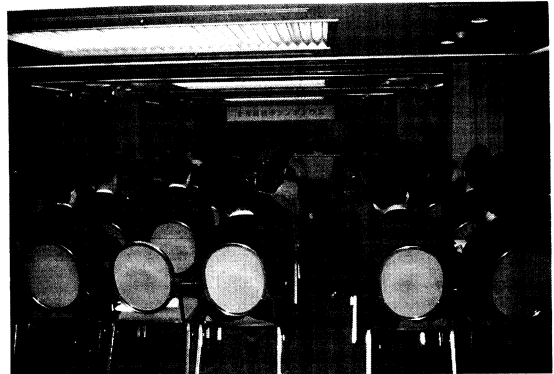
このあと懇親会が開かれ、来賓の諸先生方も交えて和やかに親睦を深め、午後6時30分に散会しました。

なお懇親会にご出席いただいた諸先生は、国会議員の江田五月先生、平沼赳夫先生(代理)、税理士会関係では、中国税理士会々長の佐藤寛二先生、同副会長北山基先生でした。

また祝電をいただいた方は、国会議員の平沼赳夫先生、大村襄治先生、内藤功先生でした。

秋季シンポジウム単位青税別参加者数

単位青税	人数	単位青税	人数	単位青税	人数
岩手	0	神奈川	2	岡山	29
仙台	0	名古屋	15	鹿児島	0
埼玉	9	岐阜	11	個人	0
千葉	2	刈谷・西尾	0	合計	126
東京	23	近畿	35		



第一分科会

質問検査権

東京青年税理士連盟

第一分科会の担当は東京青税である。テーマは「質問検査権」である。

質問検査権は過去において、先輩諸氏が研究を重ねてきており、理論的に結論も出ている。

特に全国青税発行の「税務調査における納税者の権利(最近増補版が発行されたようである)」は我々税理士にとり、非常に参考となる書籍である。

今回我々が質問検査権をテーマとした理由は、質問検査権が上述の様に理論的に究明されてきているにもかかわらず、課税庁の見解と納税者の理論との間にすき間があるため、これを実務的に埋めてみようではないか、というところからであった。加えて最近の調査官には、質問検査権そのものの知識が不足しているのではないと思われる様な言動もみうけられる。

税理士業務の終着には、質問検査権が待っているとも言えるのであるから、納税者側の理論が、課税庁の理論として導入されるまでは、質問検査権に対する検討はあらゆる面から行なわれ続けなければならないのである。そしてそのような意味で、純粋な理論とは少し視点を変えて検討することも、あながちむだではないと思われたからである。

一、課税処分のための質問検査権

質問検査権は一般に、①課税処分のための調査権、②滞納処分のための調査権、③反則事件のための調査権の三つに区分される。

税理士が日常業務で通常接するのは、①の課税処分のための調査権であるが、この調査権は納税義務確定のために認められるものであり、それは適正な課税処分を行なうための資料集収を目的としている。以下この課税処分のための調査権について検討する。

二、序論

質問検査権が実務において問題となる場合は種々あるが、まず第一に考えねばならないのは、「果していかなる場合、質問検査権が合法に成立するか」である。税務行政庁の見解は「質問検査権に法的限界は存在しない」かにみうけられる。それは質問検査権を規定してある条文が、あまりにも

簡単であり、又、不備だからではないだろうか。

租税法主義の原則からは、法の規定が不明確な場合は、その解釈において「厳格な解釈」が要求されるのであり、税務行政庁は自己の自由な裁量が認められる趣旨であると解してはならないのである。

加えて、質問検査権は納税義務の確定という純粹に行政目的の行使ではあっても、それはそれ自体、権力的作用であるし、任意調査であるといっても罰則で担保されており、被調査者の営業や生活に重大な影響を与えるものである。申告納税制度の下では、第一次的には、納税義務確定権は納税者が有しているのものであるということも忘れてはなるまい。

このようにみえてくると、当然のこととして、質問検査権が合法に成立するには「調査の合理的必要性」の存在が不可欠となる。そしてその「合理的必要性」は調査官個人の裁量に委ねられるべきものではなく「客観的に、そして個別的、具体的に相当とされる理由が存在しなければならないのである。」との結論を導き出すことができる。

では、それらの問題が、現実にはどのように取り扱われているのであろうか。

三、調査の合理的必要性と理由開示

質問検査権が合法に成立するためには「調査をするというだけの合理的必要性」が存在しなければならないということば前述の通りである。

しかしその存在の有無の判断は、被調査者である納税者には知らされない場合が非常に多い。

法が合理的必要性を要求しているのに、その存在を納税者に通知しなければ、なぜ法は合理的必要性を要求しているのか、その解釈が不明確となる。合理的必要性を納税者に知らせなくてはならないと解するのが、自然な法解釈であろう。

しかし、調査官が理由開示に応じない場合にはいたしかたないが、最低限、次のことだけは調査官と打合せておくべきである。それは、①法人の調査か個人の調査か、②何年度分の調査か、できれば、③主としてどのような事項を調査するのかである。以上のことを確認しておけば、た

たとえば法人の調査の場合、法人の役員など個人の調査に発展しそうな場合には「法人の調査ではなかったのか」と確認をし「法人の調査を終えてから個人の調査を行なうべきではないか」と主張する(ただ、法人税の調査官が所得税の調査をもできるか、問題があると思うが)。そうすることによりあれも、これもとんでも手を付け、調査を広げていくことを防ぎ、短期間の内に調査を終わらせることができるのではないかと思う。

任意調査は納税者の同意の上において調査が認められるのであるが、その同意は、納税者が調査を受けることを理解するにたる理由によるべきであり、罰則をちらつかせて、強制的に納得させるべきものではないのである。

ただそれが現実にはほとんど行なわれてはおらず、であるがゆえにトラブルが生じるのである。

税理士はそのあたりのことを、調査官にかんでふくむようにさととしてやらねばならないようである。

四、事前通知

理由開示と共に大切な問題の1つに「事前通知」がある。

今日、税務調査がある場合には事前通知のあるのが一般となってきている。通達においても「現況による調査が重要である事案等、事前に通知することが妥当でないと認められるものを除く事案については、事前通知を行なうこと。」とされている。実際、事前通知のない場合は全体の約10%ぐらい(東京税理士会のアンケート結果による)であるようだ。しかし、まだ10%の人々が事前通知なく調査を受けているのは問題であると思われる。

しかし納税者にとり、調査を受認することは国家権力の行使を受けることであり、受認することですである程度の業務上、及び精神的な支障が生じているのである。

又、突然の調査であれば、業務上の予定を変更せざるを得ないだけでなく、税理士の立ち合いを受けることのできる権利を侵害される可能性もある。であるから事前通知がない場合、納税者は調査の延期を申し出るべきであり、「以後、一切のことは関与税理士と打合せてほしい」旨、調査官に伝える様、事前に関与先を指導しておくべきである。

又、事前通知がない場合には、なぜ事前通知が

なかったのか、加えて調査理由の開示をも求めるべきである。なぜならば、原則として事前通知はすべきである(通達ではそう指示されており、国家公務員は通達を順守しなければならない)とされているから、事前通知がない調査は特別な場合の調査なのである。その様な場合であれば、当然通常とは異なり、個別的かつ具体的な特別の合理的理由が存在しているはずだからである。

もし、特別の合理的な理由なく、事前通知なくして調査に来たのであれば、その質問検査権は果して、合法的に成立するか否かを問うてもよいであろう。

五、事前準備

税務調査において問題となることを質的に区分すれば、それは二つに区分することができる。

一つは税法判断であり、もう一つは事実認定の問題である。

中小事業者で税理士が関与している場合、税務調査で問題となるのは、多くの場合が事実認定に関してではないだろうか。

税務調査についての実務家としての検討ということであれば、事実認定に関する部分も、検討項目に含めることが必要であろう。

税務調査は予想なく、突然来る場合が多く、又税理士の側においても、会計帳簿や決算書等については詳細な検討を重ねていても、それを作成するための基礎資料である原始証票などについてはあまり指導をしていないからだ。

事実認定の問題は、税務調査が始まってからでは、対処の方法がなく、これらは日常業務内で、確実な処理をしておくよう、税理士は指導しておくべきであると思う。

六、おわりに

税務調査は納税者にとり、得るものではなく、ただ負担となるだけのものである。よって我々税理士はその負担を少しでも軽くすべく非合法的な質問検査権の行使には確固たる態度をとり、合法的な質問検査権であっても、税務判断はもとより、事実認定においても問題が生じぬ様、日常の指導をしっかりと行ない、自らも租税法の研究を行なっておくべきである。

質問検査権の法理が、納税者の権利擁護として確立されるまでは。

(東京青年税理士連盟・白坂 博行)

第 三
分 科 会

“大型間接税を切る”

全青税法対策部



〔一〕税制調査会「税制の抜本の見直しについての答申」新しいタイプの間接税の検討

1. 3類型4方式(8案)について

- (1) A-I案 製造業者売上税(非課税リスト・免税購入票併用方式)
- (2) A-II案 製造業者売上税(免税購入票方式)
- (3) B案 事業者間免税の売上税(免税購入票方式)
- (4) C案 日本型付加価値税(税額控除票方式)

以上の3類型の他にその変形や組合せの例として以下の意見があった。

- (5) A案を基礎として、免税購入票によらず税額控除票を用いた前段階控除方式
- (6) A案を基礎として、免税範囲を広く業務用物品全体に広げることにより、累積課税を排除
- (7) C案において、免税点をかなり高い水準に設定し、ほとんどの中小零細事業者を納税義務者から除外する
- (8) C案において、非課税取引を広く設定すること等により、課税対象を縮減する

いずれにしても、各案とも基本的には、諸外国で実施されているものの模倣である。A案はカナダの製造業者売上税、B案はアメリカの州売上税、C案はEC型付加価値税と同じものである。

2. 税調答申の問題点

- (1) 所得税・法人税については、かなりの減税を行ない、その減税財源を課税ベースの広い間接税に求めることは、短絡的ではないのか。
- (2) 現行の物品税や地方サービス課税等の間接税を改正し、拡大することによっても財源を得ることができるのではないのか。
- (3) 租税特別措置の整理、利子・配当課税の見直し、個人の有価証券譲渡非課税の撤廃などの個

別的な税制改革を行なうのが先決ではないのか。

(4) 直間比率の見直しから直ちに新型間接税を導入するということに対する理論的根拠がみあたらない。また、直接税と間接税の比率をどの程度にすれば適切な税負担のバランスを保つことができるのか明らかにされていない。国民の重税感や不公平感を解消できるものなのか疑問である。

(5) 新型間接税導入により国と地方の財源配分の問題が生じてくる。

(6) 間接税に対する諸外国からの批判は、個別問題でありそれにより新型間接税導入を論じることは疑問である。

3. 新型間接税の問題点

(1) 単一税率と逆進性について

大型間接税は、いわゆる消費課税であるからどの段階で課税されるにしても、最終的には、消費者に転嫁される。従って逆進性が強く所得税を負担していない低所得者層まで大型間接税の負担を強いられることになる。

今回の政府税制調査会の答申は、単一税率を採用しようとしているが単一税率とはより逆進性が強いものとなる。一方EC各国が採用している複数税率とは、逆進性を和らげる効果があるが業者は適用税率の判断がかなりむずかしい。また、国境税調整の観点からゼロ税率というものがある。EC各国では、輸出業者にたいしてこのゼロ税率を採用しているが本当の意味での免税は、このゼロ税率適用者である。

また、不公平という点では、所得課税から消費課税への転換により高齢者は犠牲をうけることになる。高齢者は、老後の生活のため所得課税をうけた貯蓄を有しているが、大型間接税が導入されるとその貯蓄を引き出して消費にあてるときに、ふたたび今度は大型間接税として課税されることになる。

(2) 新税の実施に伴う経済的影響

多くの国がEC型付加価値税を導入してきたが既存税目のなかに付加価値税に代替しうる税目たとえば取引高税とか営業税が含まれていたものとみなされる。その意味では、全くの新税導入では

なかったわけで、つねに、税制の連続性が保たれていた。

わが国の場合大型間接税は、それ以前からの連続性がなく、まったくの新税である。従って大型間接税導入前の買い占め・売惜しみ、導入後の物価の上昇は、EC各国とは比べ物にならないと予想される。さらに、その後買い控えがおり、かなり景気が冷え込むものと考えられる。

基本的には、税率上昇分だけ物価が上昇するのであるが便乗値上げや物価上昇によるベアの要求などにより継続的なインフレーションが生じることになるであろう。

(3) 税の転嫁の問題 (中小企業の困難性)

業者の自由で税金が価格に転嫁されることになり大企業やメーカーが便乗値上げをするおそれがある。一方市場競争力の弱い中小企業は、消費者に対して税の転嫁が出来ず値引きをしなければならぬ場合もでてくる。

(4) 「大きな政府」への懸念

大型間接税は、税額を最終消費者が知ることが出来ないため税負担感(税痛感)が軽減され、その結果財政支出の抑制と効率化のための政治的抵抗力を弱める危険性が生じる。

EC各国の付加価値税の税率をみると、北欧三国は20%でありおおむね15%以上が平均である。我国は、5%を予定しているがこの税率が上昇した場合に対する歯止めの保証はなにもなく、いわゆる「大きな政府」への懸念が生じる。

(5) 多大な事務量と煩雑性

納税義務者の事務負担が複雑かつ多大になり、特に中小企業にとっては、現在の事務以上の負担を強いられることになる。

(6) 税務行政上の混乱

B案・C案を採用した場合には、納税義務者が多くなるので、税務行政上かなりの混乱が予想される。従って8,000人から10,000人の職員の増員が必要とされる。

(7) 税理士法改正、納税環境の整備、第三次商法「改正」との関係

(8) その他

〔二〕 減税論との関係

1. 増税と抱合せの減税論

今回の政府税制調査会の答申の内容では、増減

税同額で、三年間で行なうとしている。その増減税の主な内容は、

〈減税〉

(1) 所得税

所得税の最高税率を現行の70%(課税所得8,000万円)から50%(課税所得1,500万円)へ引き下げる。

所得税の税率区分を現行の15段階から6段階へ緩和する。

専業主婦特別控除の新設

資産所得の合算課税の廃止

(2) 法人税

法人税基本税率を現行52.92%から50%未満へ引き下げる。

減価償却資産の耐用年数を見直す。

(3) 相続税

課税最低限の引き上げ

〈増税〉

(1) 新型間接税の導入による増税

(2) マル優の基本的な廃止による利子課税の強化が挙げられる。

2. 「減税」の内容そのものがきわめて不公平

今回の政府税制調査会の答申における減税の対象者は、所得税においては高額所得者、法人税においては大企業、相続税においては資産家でありながら低所得者層から中堅所得者層にとっては、減税ではなくかえって増税である。

政策構想フォーラムによる税制改革案のシミュレーションにおいては、そのシミュレーションにより年収500万円以下の所得者層が増税になると試算している。その他マスコミや雑誌などでは、標準家庭で年収800万円～700万円以下の所得者層が増税になると試算している。

重税感や不公平感を特に抱いている所得階層にたいして増税を行ない重税感や不公平感を払拭することができるのであろうか? 大型間接税の導入やマル優廃止といった大衆課税は、重税感や不公平感をまひさせる機能が強いといわざるをえない。

ともあれ、政府税制調査会の基本的な考え方と異なる結果といわざるをえない。

〔三〕 財政赤字発生の原因

1. 財政の三つの機能

(1) 資源配分の機能

自由主義社会においては、資源配分は基本的に

は、競争の市場機構の働きに委ねられている。しかし、国民生活に必要な財貨・サービスの中には、市場機構内部の私的企業によっては供給されないか、不十分なものがある。たとえば、国防・外交・教育・医療・電力・ガス・水道・新エネルギー開発などは政府がなんらかの形で市場機構に介入するのである。

(2)所得の再分配

市場機構を通じて達成される所得分配は、「公正」という基準に照らしてみると問題が生じる場合も少なくない。そこで国民の合意の下に政府がそれを是正していくことが必要となる。

具体的には、低額所得者には当人の負担する税金（正し、課税最低限以下の所得であれば税金を負担しない）以上の公共サービスが提供され、高額所得者に対してはその逆になるという形で所得の再分配が行なわれているわけである。

(3)経済の安定化

財政による経済安定化（財政の景気調整機能）は、大きく二つに分けられる。その一つは、財政のなかに既に制度的に組み込まれている自動安定化機能（ビルト・イン・スタビライザー）である。もう一つは、裁量的な財政政策（フィスカル・ポリシー）である。

2. 財政政策

(1)財政政策の憲法上からの要請

憲法第25条（国民の生存権と国の社会的任務）において、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に務めなければならない。として憲法上からの要請がある。

(2)租税をめぐる理論

課税原則論は応益説と応能説に大きく分けることができる。応益説は、政府の供給する公共財から受ける便益の大きさに応じて税負担を配分すべきであるとする考え方であり、一方、応能説は公共財からの受益の多寡に関係なく、租税を負担することが出来る経済的能力の大きさに応じて税負担を配分すべきであるとする考え方である。

(3)資金サイクル

資金サイクルは、政府（地方公共団体）・財界・国民の三者の間で回転している。しかしながら特例国債の発行によりその資金サイクルがおかし

くなり財政危機を招いたのではないのだろうか。

すなわち財界からの強い要望によりバラマキ予算をつくり特例国債（赤字国債）を乱発した結果大企業は、減量経営とあわせて高収益をあげ企業体質を飛躍的に強めた。しかしながら財政危機はその代償として発生したのである。

〔四〕大型間接税の問題点

1. 何故米国は導入を見送ったか？

(1)政府の膨張

米国では、「公平・簡素および経済成長のための税制改革（レーガン大統領に対する財務省報告）」においてE C諸国における租税負担率の上昇、売上税導入のための行政コストの問題などあらゆる観点から「恒久的なより高いレベルの政府支出を賄う潜在能力について憂慮する。」として、売上税導入を見送ったのである。

(2)経済活動への影響

イ、租税負担の逆進性

ロ、経済活動に対する中立性の放棄→複数税率

ハ、税率決定の困難性→業界エゴ、政治的圧力の介入

ニ、零細企業の免税措置

(3)新たな脱税誘発

現在E C型付加価値税を導入している諸外国においては、ゼロ税率を利用した脱税行為などが行なわれている。

2. 税理士制度とのかかわり

(1)大型間接税が導入された場合、税理士法第二条における税務代理権との関係が難しくなる。

(2)直間同時調査の日常化

(3)国税犯則取締法の適用

〔五〕財源の問題

基本的立場

①個人、法人を通じて高所得者ほど税負担が多くなる公平の原則をつらぬく。

②最低生活費に所得税と住民税を課税しない。

③すべてのキャピタルゲインに課税する。

④租税特別措置法に定められた諸制度はいうまでもなく、法人税法本法についても利益かくしの制度は全廃する。

⑤大法人の法人財産税（直接国税）を導入する。

（法対策部 岩田 俊一）

第 二 分 科 会

税理士に必要な社会保険等の知識

名古屋青年税理士連盟

第2分科会は、名古屋青年税理士連盟の担当による「税理士業務に必要な社会保険等の知識」についてです。名古屋青税の研究部では、従来より租税制度を中心に研究してきており、社会保険のテーマを取り上げるのは今回が初めてです。なぜ今、社会保険か？と申しますのは、現在我が国は一年以上に渉る円高不況により中小企業を取り巻く経営環境は非常に厳しく、倒産、廃業等が続出し、そこで働く従業員は、雇用不安、老後の年金について大きな関心を持っています。そのような中で今般国民年金法及び厚生年金法の大改正が行なわれ、さらに新しく男女雇用機会均等法の施行とこれに伴う労働基準法の改正が行なわれました。これらの改正は我々が関与する中小企業に与える影響は極めて大きく、今後社会保険等に関する相談を受けることが多くなってくると思われます。現実的に税理士は、社労士法第27条及び施行令第2条に規定されている通り、税理士業務に付随して行う社会保険の業務ができることになっていす。さらに昭和64年3月迄に、法人の全てが政府管掌の健康保険及び厚生年金に強制加入されることになり、顧客のニーズの多用化に伴ない我々の重要な業務の一部となってきた。

そこで我々税理士として当然知っていなければならない社会保険等の知識について研究し発表することになった訳です。以下大きく3つのテーマに分けて報告した。

I 労働基準法と男女雇用機会均等法の主要点

黒川賢一君

II 労働者災害補償保険と雇用保険

渡会秀明君

III 厚生年金と健康保険

本多久夫君

レジュメの概要

I 労働基準法と男女雇用機会均等法の主要点

一、労働基準法

日本国憲法27条の規定に基づいて昭和22年4月7日法律第49号として制定されたのが労働基準法である。

(1) 労働基準法の7原則

- 第1条 労働条件の原則
- 第2条 労働条件の決定
- 第3条 均等待遇
- 第4条 男女同一賃金
- 第5条 強制労働の禁止
- 第6条 中間搾取の排除
- 第7条 公民権行使の保障
- (2) 男女雇用機会等法の制定に伴う労働基準法の改正点

1. 女性保護規定の緩和

- ① 時間外、休日労働の制限が緩和又は廃止された
- ② 深夜業

2. 母性保護規定の強化

- ① 妊産婦の就業制限
- ② 産前産後休暇の強化

二、男女雇用機会均等法

均等法は、昭和61年4月1日から施行され、次のような構成となっている。

第一章 総則 (1条～6条)

第二章 雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保の促進 (7条～21条)

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等 (22条～31条)

第四章 雑則 (32条～35条)

この中で主要ポイントは、次の5項目について女性差別を行なわないよう使用者に努力、禁止を義務づけている。

- (1) 募集、採用 (7条) } 努力規定
- (2) 配置、昇進 (8条) }
- (3) 教育訓練 (9条) }
- (4) 福利厚生 (10条) } 禁止規定
- (5) 定年、退職 } 禁止規定
- 解雇 (11条) }

II 労働者災害補償保険と雇用保険

一、労災保険

- (1) 労災保険の概要
- (2) 労災保険の目的
- (3) 労災保険、雇用保険の適用
- (4) 労働保険事務組合

- (5) 労災保険の給付について
- (6) 災害の認定基準、保険給付の具体的事例

二、雇用保険

- (1) 雇用保険制度の概要
- (2) 適用事業
- (3) 給付
- (4) 高齢者雇用安定法

Ⅲ 厚生年金と健康保険

厚生年金、健康保険は、我々税理士が業務の中で一番多く体験すること、又今回の国民年金の改正により年金が2階建の年金制度に再編成されたことにより全体のページ数の半分を占めることになった。

- 一、制度の概要
- 二、採用から退職までの届出事務
- 三、標準報酬
- 四、保険料
- 五、健康保険の給付
- 六、年金の手続一覧表
- 七、年金の給付
- 八、新旧年金制度の違い

以上が今回のシンポジウムにおいて検討し発表した内容の要旨である。質疑応答では

- 1. 税理士事務所は、従業員5人以上の場合に強制適用事業所になるか

2. 標準報酬の定時決定が毎年8月に行なわれるため昇給時を例えば11月にずらし標準報酬を2等級以下に仰えれば、随時改定にも当てはまらず保険料を得することにならないか

3. 税理士は、社会保険業務を行なえる範囲はどこまでか

という質問が出され、我々も返答に苦勞しましたが、1.については強制適用事業に列挙されておらず対象にならない 2.については我々も勉強不足であったが、質問のとおりだと思う 3.については税務顧問となっていれば全てできる

その他専門的な質問もあり、研究不足を露呈した面もあったが、社会保険の分野は法律も複雑で範囲も広いので今後の研究課題として勉強していこうと思います。

最後に、第二分科会に全国から参加していただいた会員の皆様に感謝するとともに、この小冊子を各位の社会保険業務の一助にさせていただければ幸いです。

(研究担当副会長 渡辺 洋二)



▷ 編集後記 ◁

○75号をお届けします。

○売上税をめぐる、国中で反対の声が猛然とわき上がっています。この状況下で少しでも早い発行と願いつつ、予定より1ヶ月遅れでの発行となりましたことをおわびいたします。

○「やめさせよう売上税」のタイトルで、ポスター、ステッカー、パンフレットができました。(ステッカーは2ページ、ポスターは裏表紙にあります)。会員事務所、自宅、関与先にはポスターを、車、封筒にはステッカーを貼りましょう。下記の価格で頒布しておりますので、全青税事務所まで申込み下さい。

- ポスター 1枚 80円
- ステッカー 大 1枚 20円
- 小 1シート(10枚) 60円

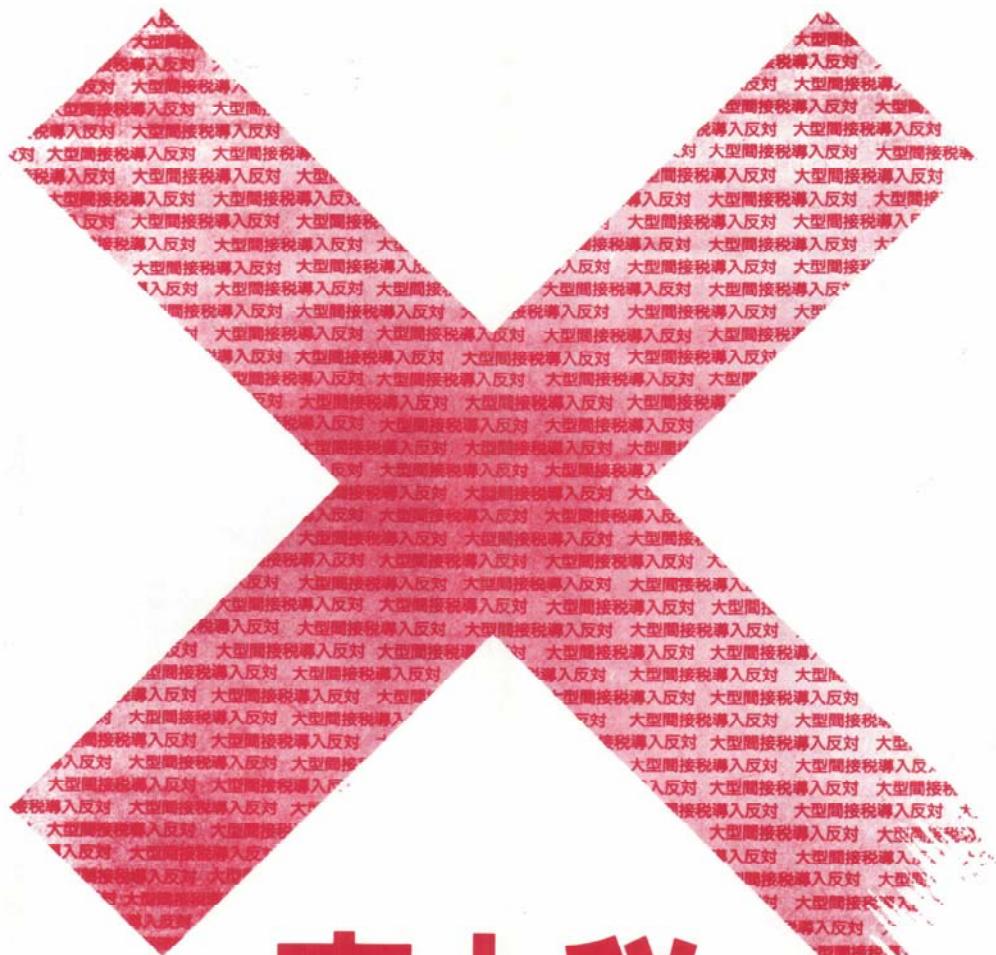
- 車用ステッカー 1枚 100円
- パンフレット 1部 90円

○シンポジウムのあり方について論議が深まりつつあります。20回大会は記念行事の為、シンポジウムは無いそうですが、研究のテーマ、発表、質疑等について本来どうあるべきか、担当単位会のみでなく、大いに意見を出してみたいものです。

○全青税も今年で20才、夏には京都にて記念大会を迎えますが、次号にはこれまでの歴史をふりかえる特集号をと予定していますが、税制改革の動向いかんでどうなることやら、売上税法案が廃案となりますように。

○確定申告期のまっただなかです。会員各位には十分、健康に留意されますように。3月15日を終われば、真の公平な税制の実現に向けての運動が待っているようです。

やめさせよう



売上税

●青年税理士連盟は税理士の制度が真の国民のための制度として発展することを願う若き税理士の集りです。

全国青年税理士連盟

若手青年税理士クラブ 仙台青年税理士クラブ 埼玉青年税理士連盟 千葉青年税理士連盟 東京青年税理士連盟 神奈川青年税理士クラブ
岩手青年税理士クラブ 名古屋青年税理士連盟 岐阜青年税理士連盟 近畿青年税理士連盟 岡山青年税理士クラブ 鹿児島青年税理士クラブ

事務局 〒151 東京都渋谷区千駄谷5-21-12 代々木リビン303号 TEL (03) 354-4162